

騒音規制法・振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業一覧表

(騒音)

番号	作業の種類	法律	条例	備考
1	くい打機又はくい抜機を使用する作業	●	●	・もんけんを除く
	くい打くい抜機を使用する作業	●	—	・圧入式くい打くい抜機を除く
	アースオーガと併用してくい打機を使用する作業	—	●	・もんけん、圧入式くい打機を除く
2	びょう打機を使用する作業	●	●	
3	さく岩機を使用する作業	●	●	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	●	●	・さく岩機の動力として使用する作業を除く ・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	●	●	・混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	●	●	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	●	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	●	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	●	—	・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る
条例 6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業 ※(上記6~8等で)法律の対象となるもの以外	—	●	※工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む
条例 7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は能力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	●	

(振動)

番号	作業の種類	法律	条例	備考
1	くい打機を使用する作業	●	●	・もんけん及びびょう打機を除く
	くい抜機を使用する作業	●	●	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	●	●	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	●	●	
3	舗装版破碎機を使用する作業	●	●	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	●	●	・手持式のものを除く ・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

※法律と条例の両方に該当する作業は、法律の届出のみで結構です  
※番号は、法又は条例の作業の種類の項番号。